

北海道日高振興局告示第 25 号

漁業法(昭和24年法律第267号)第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定により、北海道漁業調整規則(令和2年北海道規則第94号)第5条第1項第7号のたら固定式刺し網漁業(日高振興局管内沖合海域)について、その許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定めた。

令和5年6月28日

北海道知事 鈴木 直道

制限措置						許可又は起業の認可を申請すべき期間	備考	
(1)漁業種類	(2)操業区域		(3)漁業時期	(4)許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	(5)船舶の総トン数			(6)漁業を営む者の資格
たら固定式刺し網漁業	日高振興局管内東部沖合海域	幌泉郡と広尾郡の境界線と最大高潮時海岸線との交点から106度30分の線以西、東経142度44.8分(世界測地系表示東経142度45分)線以東の海域。 ただし、たら固定式刺し網漁業の共同漁業権漁場区域を除く。	毎年、10月1日から翌年1月31日まで	34隻	20トン未満 ただし、20トン以上の船舶による現に有効なこの漁業許可を有する者は、同一船舶を使用する場合に限り、総トン数30トン未満とする。	日高振興局管内に住所を有する者	令和5年8月1日から令和5年8月31日まで	<p>1 許可の有効期間は、令和5年10月1日から令和8年9月30日までとする。</p> <p>2 起業の認可の有効期間は、令和5年10月1日から令和6年9月30日までとする。 なお、北海道漁業調整規則第8条の規定による当該起業の認可に基づく許可の有効期間は、許可の日から1に掲げる許可の有効期間の満了の日までとする</p> <p>3 申請書の提出先は、日高振興局産業振興部水産課とする。</p> <p>4 許可には、次に掲げる内容の条件を付けることがある。 (1)暴風雨、漁船の損傷、その他やむを得ない場合を除き、次に掲げる港以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載してはならない。やむを得ない事由により、次の陸揚港以外に漁獲物を陸揚げし、又は、他の船舶に転載する場合は、その都度、日高振興局長に報告しなければならない。 陸揚港〇〇港 (2)海中に敷設する刺し網は、4,000メートル以内とし、網目は結節から結節までの長さが8.3センチメートル以上、掛目は35掛以内でなければならない。 ただし、日海共第42号共同漁業権のたら刺し網漁業を同時に操業する場合は、当該漁業で海中に敷設する刺し網との合計が4,000メートル以内でなければならない。 (3)海中に敷設する漁具の各のしの両端には、漁船名及び許可番号を記載した標識を付けなければならない。 (4)さけ・ます及び次に掲げるかきが採捕されたときは、できる限り損傷しないよう速やかに海中に戻さなければならない。 ア 甲長8センチメートル以上のけがにの雄がに イ 甲幅8センチメートル以上のはなさがにの雄がに ウ ずわいがに エ べにずわいがに オ たらばがに カ あぶらがに (5)知事が漁業調整上、操業に関し必要な事項を命じたときは、これに従わなければならない。</p>